

環水大土発第 1403204 号
平成 26 年 3 月 20 日

都道府県知事 殿
土壤汚染対策法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

土壤の汚染に係る環境基準についての一部改正について

今般、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく土壤の汚染に係る環境基準（以下「土壤環境基準」という。）については、平成 26 年 3 月 20 日に「土壤の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年 3 月環境省告示第 44 号）が告示された。下記についてご了知の上、環境基準の達成及びその維持を図るよう御協力をお願いする。

記

第 1 土壤環境基準設定の基本的考え方

土壤環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準であり、土壤の汚染状態の有無を判断する基準として、また、政府の施策を講ずる際の目標となるものである。土壤環境基準は、既往の知見や関連する諸基準に即して、設定可能なものについて設定するとの考え方にに基づき、「水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点」及び「食料を生産する機能を保全する観点」の 2 つの観点から設定されている。

このうち、水質浄化・地下水かん養機能を保全する観点から定めている土壤環境基準については、水質汚濁に係る環境基準（以下「水質環境基準」という。）のうち人の健康の保護に関する環境基準の対象となっている項目について、土壤（重量：g）の 10 倍量（容量：ml）の水でこれらの項目に係る物質を溶出させ、その溶液中の濃度が各々該当する水質環境基準の値以下となるよう、環境上の条件を定めてきたところである。

第 2 改正の内容

1, 1-ジクロロエチレンについては、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 21 年 11 月環境省告示第 78 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 21 年 11 月環境省告示第 79 号）により、水質環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準及び地下水環境基準における基準値が 0.1mg/L に見直された。

これを踏まえ、1,1-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準を以下の表のとおり改める。

表

項目	環境上の条件（新）	環境上の条件（旧）
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	検液1ℓにつき0.02mg以下であること

第3 測定方法について

検液の作成方法は、現行どおり平成3年8月環境庁告示第46号（土壤の汚染に係る環境基準について）付表に掲げる検液の作成方法のとおりとする。

検液中濃度に係る測定方法は、現行どおり日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法とする。